

松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業 - 公募型プロポーザル仕様書 -

1. 事業の名称

松阪市家庭用太陽光発電システム等の導入に伴う J-クレジット創出連携事業
(以下「本事業」という。)

2. 事業の目的

松阪市（以下「市」という。）は、令和 5 年 2 月に公表した松阪市ゼロカーボンビジョンや令和 6 年 3 月に策定した松阪市地球温暖化対策実行計画において、「2030 年度までに新築住宅の ZEH 率 50%を目指す」としており、令和 5 年 4 月から「松阪市脱炭素化住宅等促進補助金」（以下「市補助金」という。）を実施している。市内の住宅に太陽光発電システム等を導入したことによる CO2 排出量の削減で得られた価値（以下「環境価値」という。）を J-クレジット制度に基づき創出・販売することで、域内の脱炭素化を促進することを目的とする。

3. 事業の概要

本事業は、市内の住宅に太陽光発電システム等を導入したことによる環境価値を J-クレジット制度に基づくクレジット認証及び販売を行い、販売収益の一部を市に還元することを主たる目的とし、加えて市の脱炭素化施策を連携して実施するものとする。なお、本事業に係る一切の費用については、すべて事業者が負担することとする。

- (1) 市は、事業者が用意する「J-クレジット制度を活用したプロジェクトへの入会申込書」を市補助金の申請者から収集し、事業者に提供する。なお、入会申込書に不備があった場合は、市から申請者に連絡し対応することとする。
- (2) 事業者は、市内の住宅に太陽光発電システム等を導入したことによる環境価値について、J-クレジット認証を受けることとする。なお、モニタリング対象者にデータ等の提供を依頼する場合は、事業者から申請者に連絡し対応することとする。
- (3) クレジット化する設備は、基本的に市内の住宅に導入した太陽光発電システム及び蓄電池を対象とするが、具体的には市と協議したうえで決定する。
- (4) 事業者は、認証されたクレジットの販売活動をし、販売先から購入代金を徴収する。
- (5) 販売先、販売価格及び取引方法は、市と協議のうえ決定する。

4. 事業の実施期間

(1) 事業期間

J-クレジットの創出の日から 8 年間とする。なお、事業期間終了後の取扱いについては、市と協議のうえ決定することとし、可能な限り認証対象期間の延長を検討するものとする。

(2) 認証申請時期

J-クレジットの認証申請は、市と協議したうえで行うこととし、令和 8 年度中の認証を

目指す。なお、市内の住宅への太陽光発電システム等の導入は順次進んでおり、新たにクレジット創出できるときは、別に期日を定めて認証申請するものとする。

(3) 販売活動期間

事業者は、販売活動及び販売収益の還元については、毎年度実施するものとする。なお、販売の結果については、速やかに市に報告するとともに、販売収益の還元時期については市と協議のうえ決定する。

5. 本事業の実施に伴う条件等

- (1) 事業者は、本事業の実施にあたり、関連する法令等を遵守することとする。
- (2) 事業者は、本事業の目的や意図を十分に理解したうえで、仕様に基づいた事業計画を作成し市の承諾を得て業務を遂行することとする。
- (3) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす協定に定める事項を履行しない場合には、協定を解除することがある。既に認証された J-クレジットがある場合は、販売収益相当額の全部を市に納入するものとする。
- (4) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。
- (5) 事業者は、本事業の遂行にあたり知り得た情報を、市の許可なく他に漏らしてはならない。また、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。本事業が終了した後も同様とする。
- (6) 事業者は、市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、市と協議のうえ貸与を受けることとする。なお、貸与を受けた場合は、業務終了後速やかに資料を返却しなければならない。また、貸与を受けた資料を汚損等させた場合は、事業者の責任において復旧するものとする。
- (7) 本事業の実施に関し、仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度市と協議のうえ決定するものとする。